

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年10月31日

奥尻航路活性化協議会

会長 奥尻町長 新村 卓実



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

- (1) 事業（業務）名
奥尻航路サイクルツーリズム誘客促進事業 サイクリングマップ製作業務
- (2) 業務内容
別紙プロポーザル実施要領及び仕様書（以下、「実施要領等」という。）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から平成30年2月9日（金）まで

2 参加を申し込む者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の（1）～（5）に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北海道内に本社又は本店を有するものであること
- (2) 印刷及びデザインの一括発注ができ、全て責任をもって管理できること
- (3) 過去2年間において、国（特殊法人を含む。）又は地方公共団体、第三セクターその他観光関連事業を営む民間企業と同種及び同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4第1項の規定に該当しない者であること
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続きの開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと

なお、複数者で構成する共同体での提案を行う場合（以下、「共同提案」という。）は、構成員のうち1の者を代表構成員として定めた上で、次の条件を全て満たすものとする。

- (6) 代表構成員について、（1）及び（2）を満たすこと
- (7) 構成員のうち1以上の者（代表者以外の者も可）について、（3）を満たすこと
- (8) 全ての構成員について、（4）及び（5）を満たすこと
- (9) 全ての構成員について、本業務の参加申込における1者単独での参加申込を行っている者又は他の共同提案による構成員として重複している者でないこと

3 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 奥尻航路活性化協議会
(事務局：奥尻町地域政策課商工観光係（担当：岩淵）)
- (2) 所在地 〒043-1498 奥尻郡奥尻町字奥尻 806 番地
- (3) 電話番号 01397-2-3404（直通）

4 募集のスケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで行う。

- (1) 実施要領等の交付開始 平成29年10月31日（火）
- (2) 質疑締め切り 平成29年11月 8日（水）
- (3) 参加表明書の提出期限 平成29年11月10日（金）
- (4) 企画提案書等の提出期限 平成29年11月17日（金）
- (5) 企画提案に係る審査 平成29年11月27日（月）頃（予定）
- (6) 審査結果通知 平成29年11月30日（木）頃（予定）
- (7) 契約締結 平成29年12月 1日（金）頃（予定）

5 実施要領等の交付

(1) 交付期間

平成29年10月31日(火)から同年11月10日(金)まで

なお、3における交付時間は、8時30分から17時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2) 交付場所

3に同じ。

(3) 交付方法

3で交付する。なお、奥尻町のホームページにおいてダウンロードすることができる。

(<http://www.town.okushiri.lg.jp/>)

6 参加表明書の提出

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 平成29年11月10日(金)17時00分まで(必着)

イ 提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メールとする。

ウ 提出場所 3に同じ。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 6の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 平成29年11月17日(金)17時00分まで(必着)

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

ウ 提出場所 3に同じ。

8 提案の無効事業

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定及び契約手続

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、7により提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者を選定し、契約に関する協議を行った上で、別途契約手続を行う。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)に関する説明

7により提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。ただし、提案数が2件に満たない場合は、この限りではない。

また、企画提案書の件数が5件を超えた場合には、事前に書類選考を行い概ね5件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時及び場所は別途通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ (3)による企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は、無効とする。

ウ 審査結果及び特定者は公表する。

エ その他詳細は、実施要領等に定めるところによる。